

観光文化交流局  
名古屋城総合事務所

名古屋城総合事務所処務規程（昭和34年名古屋市達第15号）の一部を次のように改正する。

令和8年3月31日

名古屋市長 広 沢 一 郎

次の表のように改正する。

（下線部分は改正部分）

改正前	改正後
第3条 総合事務所の所務を処理するため、次の組織を置く。 管理活用課 (略) <u>課長補佐（本丸御殿長期保全計画）</u> (略) <u>担当課長（木造天守閣復元推進）</u> <u>課長補佐（木造天守閣復元推進）</u> 保存整備課 (略) <u>担当課長（天守閣整備）(2)</u> <u>課長補佐（天守閣整備）(2)</u> <u>担当課長（木造天守閣昇降技術開発等）</u> <u>課長補佐（木造天守閣昇降技術開発等）</u> <u>担当課長（木造天守閣昇降技術開発支援）</u>	第3条 総合事務所の所務を処理するため、次の組織を置く。 管理活用課 (略) (略) 保存整備課 (略) <u>天守閣整備課</u> <u>課長補佐（天守閣整備）(2)</u> <u>担当課長（天守閣整備に係る調整）</u>

(略)

2 総合事務所の分掌事務及び担当課長の  
分担事項は、次のとおりとする。

管理活用課

(1)～(10) (略)

(11) 寄附の募集及び受納に関するこ  
と。

(12)～(23) (略)

担当課長(木造天守閣復元推進)

(1) 名古屋城天守閣木造復元に係る事業  
の推進に関すること。

(2) 名古屋城天守閣木造復元に係る寄附  
の募集及び受納に関すること。

(3) 名古屋城の運営のあり方の検討に関  
すること。

保存整備課

(1) (略)

(2) 名古屋城の整備計画に関すること。

(3) 名古屋城の整備に関すること。

(4) 名古屋城に関連する事業の調整等  
に関すること。

(略)

担当課長(天守閣整備)(2)

(1) 名古屋城天守閣の整備に関するこ  
と。

担当課長(木造天守閣昇降技術開発  
等)

(1) 名古屋城木造天守閣に係る昇降の技

担当課長(天守閣整備に係る機運醸  
成等)

課長補佐(天守閣整備に係る機運  
醸成等)

担当課長(昇降技術開発に係る調整  
等)

課長補佐(昇降技術開発に係る調  
整等)

担当課長(昇降技術開発支援)

(略)

2 総合事務所の分掌事務及び担当課長の  
分担事項は、次のとおりとする。

管理活用課

(1)～(10) (略)

(11) 寄附の募集及び受納に関すること  
(天守閣整備課の主管に属するものを  
除く。)。

(12)～(23) (略)

保存整備課

(1) (略)

(2) 名古屋城の整備計画に関すること(  
天守閣整備課の主管に属するものを除  
く。)。

(3) 名古屋城の整備に関すること(天守  
閣整備課の主管に属するものを除  
く。)。

(4) 名古屋城に関連する事業の調整等  
に関すること(天守閣整備課の主管に属  
するものを除く。)。

(略)

術の開発に関すること。

(2) 局長の指定する名古屋城天守閣の整備に関すること。

担当課長（木造天守閣昇降技術開発支援）

(1) 名古屋城木造天守閣に係る昇降の技術の開発支援に関すること。

(略)

3 (略)

天守閣整備課

(1) 名古屋城天守閣の整備計画に関すること。

(2) 名古屋城天守閣の整備に関すること。

(3) 名古屋城天守閣に関連する事業の調整等に関すること。

(4) 名古屋城天守閣の復元に係る寄附の募集及び受納に関すること。

担当課長（天守閣整備に係る調整）

(1) 局長の指定する名古屋城天守閣の整備に関すること。

担当課長（天守閣整備に係る機運醸成等）

(1) 名古屋城天守閣の整備に係る事業の推進に関すること。

(2) 名古屋城天守閣の復元に係る寄附の募集及び受納に関すること。

担当課長（昇降技術開発に係る調整等）

(1) 名古屋城天守閣に係る昇降の技術の開発に関すること。

(2) 局長の指定する名古屋城天守閣の整備に関すること。

担当課長（昇降技術開発支援）

(1) 名古屋城天守閣に係る昇降の技術の開発支援に関すること。

(略)

3 (略)

## 附 則

この達は、令和8年4月1日から施行する。